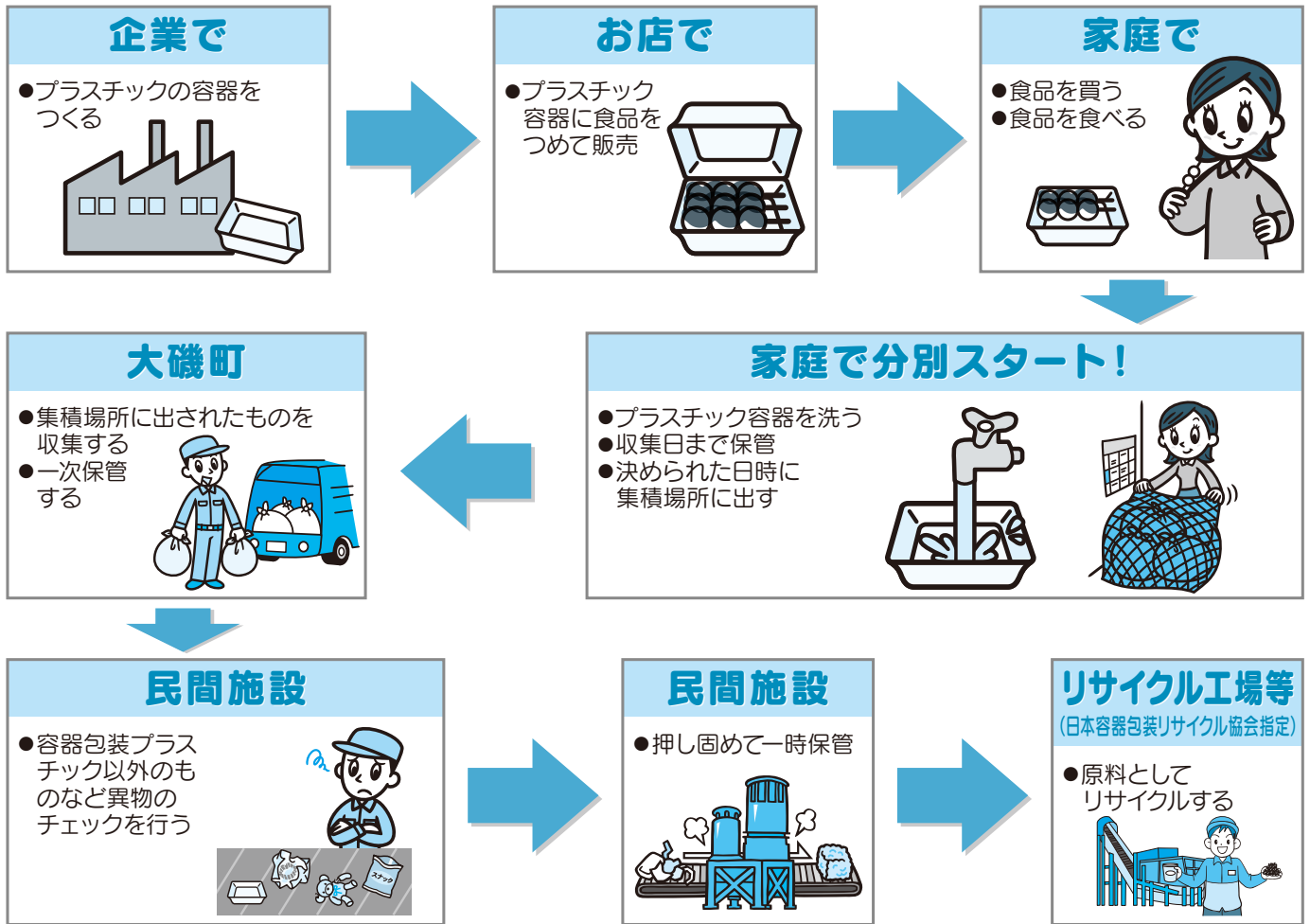


容器包装プラスチックのリサイクルの流れ

平成 24 年 9 月から分別収集を行っている「容器包装プラスチック」は、容器包装リサイクル法に基づき実施している分別方法です。

皆さんの家庭から出された「容器包装プラスチック」がどのように処理されるのかお知らせします。



容器包装プラスチックの組成状況のお知らせ

組成分析の状況は下表のとおりです。

	容器包装比率	異物とされた主なもの
第11回	約84%	ペットボトル、金属、ビン・ガラス など
第10回	約79%	ペットボトル、ビン・ガラス、刃物 など
第9回	約82%	ペットボトル、ビン・ガラス、その他プラ など
第8回	約86%	ペットボトル、金属、ビン・ガラス など
第1~7回の平均	約83%	ペットボトル、その他プラ、汚れた容器包装プラ、金属ふた など

※容器包装比率は容器包装プラスチックごみとして出されたもののうちの異物を除いた割合です。

容器包装プラスチックの分別状況が基準を満たしていません！

容器包装プラスチックは、日本容器包装リサイクル協会を通じて、リサイクルされています。

容器包装プラスチックをリサイクルするための基準は、異物の混入率が **15%未満** となっています。

現在の異物の混入率は 15% 以上となっており(左表参照)、このままの状況ではリサイクル不能と判断され、処理施設での受け入れを拒否されてしまいます。

また、これらの処理のため多額の費用を要することになり、財政状況に悪影響を及ぼします。

異物の混入率を下げるためには、ごみを出す皆さんの協力が不可欠です。

今後も、分別方法が分かりやすいポイントを整理し、皆さんにお伝えしてまいりますので、分別のご協力をお願いします。

